

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
在サハリン「韓国人」支援特別基金拠出金	
2 拠出先の名称	
在サハリン「韓国人」支援共同事業体	
3 拠出先の概要	
在サハリン「韓国人」支援共同事業体は、在サハリン「韓国人」支援共同事業体協定書に基づき在サハリン「韓国人」の一時帰国及び永住帰国等の支援を行うため、1989 年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された。独立した本部は存在せず、両赤十字社に事務所が置かれている。	
4 (1) 本件拠出の概要	
戦前、様々な事情でサハリンに渡った朝鮮半島出身者は、戦後、サンフランシスコ平和条約の発効によって日本国籍を喪失したが、1990 年まで旧ソ連と韓国との間に国交がなかったことから、大部分は引揚げの機会がないまま、長期間サハリンに残留を余儀なくされた。このような歴史的な経緯及び人道的な立場から、在サハリン「韓国人」の一時帰国及びサハリン再訪問等の支援事業実施のための費用及び今後の支援策の検討のための協議費用を拠出するもの。 なお、在サハリン「韓国人」支援事業については、日本側が在サハリン「韓国人」のうち戦前生まれのいわゆる一世に対する支援を、韓国側は戦後に出生した二世の支援を負担することとなっている。本件拠出は、日本側の支援のみを対象としている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額	78,861 千円
日本の拠出率 100%。全額イヤマーク拠出。	
令和3年度当初予算額	74,918 千円
日本の拠出率 100%。全額イヤマーク拠出。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
アジア大洋州局 北東アジア第一課	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ－１ アジア大洋州地域外交」、「個別分野３ 日韓関係の改善」、「測定指標３－４ 日韓の連携、協力を通じた地域及び国際社会の課題への寄与」の下に設定された中期目標「地域及び国際社会の課題に向け二国間で連携・協力する。」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。 (令和2年度外務省政策評価事前分析表(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 15 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
本支援事業は日韓共同で過去 32 年にわたり実施している事業であり、日本としては、累計約 87.2 億円の支援策を講じてきたところ。 過去の首脳会談及び外相会談等でも評価され、韓国国内でも評価は高く、また、日韓関係が非常に厳しい状況に直面している中、日本側は二国間の約束を誠実に守っているということを国際社会に向けて示すことができる重要な事業。 平成 22 年8月に発出された内閣総理大臣談話においては、本件支援が盛り込まれており、また、平成 26 年3月参議院外交防衛委員会でも岸田外務大臣が本事業の重要性を述べていることなどからも、継続的な実施が重要である。 歴史的な経緯及び人道的な立場からも、少なくとも日本側が支援対象者としている戦前生まれのいわゆる在サハリン「韓国人」一世が御存命の限り、本支援を継続することが必要。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
支援事業ごとに予算額を日本側が決定した上で拠出しており、日本側の意見が十分反映されている。また、在サハリン「韓国人」支援共同事業体運営委員会(両赤十字社の代表から構成され、前年度の事業報告及び当該年度の事業計画の確認・報告が行われる。)に、外務省職員がオブザーバーとして出席しており、日本政府の意見を反映させている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
2020 年5月、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてオンライン形式で開催された、在サハリン「韓国人」支援共同事業体運営委員会には、例年通り、北東アジア第一課地域調整官が出席し、前年度の事業報告及び当該年度の事業計画の報告を受けるとともに、日本政府としての見解を説明した。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性
事業の性質上、日本政府以外の日本関係者等による拠出先への関与等は想定されない。
1-5 1-1 (1) 外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
前述のとおり、本支援事業は日韓共同で過去 32 年にわたり実施している事業であり、日本としては、累計約 87.2 億円の支援策を講じてきており、2021年3月 31 日までに、延べ 17,403 名の一時帰国、3,770 名の永住帰国、8,140 名のサハリン再訪問等を支援してきている。 これらの支援は支援対象者のみならず、過去の首脳会談及び外相会談等でも評価されているほか、韓国国内でも高い評価を得ている。 また、日韓関係が非常に厳しい状況に直面している中、日本側の誠実な取り組みぶりを示すことができる点でも、1-1 (1) で述べた外交政策上の目標の達成に相応の貢献をしている。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標	
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果	
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果	
日本政府が提示する予算の範囲内で可能な限り多くの支援を実施することを目標に、共同事業体は事業を実施するに当たり、入れを行うなど経費削減に取り組んでいるところ。 2019 年度は、47 名の一時帰国支援、420 名のサハリン再訪問等支援を実施した。また、日本政府が建設を支援した療養院の老朽化に伴う補修支援を行うとともに、療養院に入所している者への外部看護サービス支援、サハリン残留者の医療事情の増進を図るための医療相談サービスの支援を実施した。 2020 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時帰国及びサハリン再訪問が実施できなかったが、療養院に入所している者への外部看護サービス支援、サハリン残留者の医療事情の増進を図るための医療相談サービスの支援については前年度に引き続き実施した。 このような過去 32 年にも及ぶ支援事業の積み重ねを経て、2021 年3月 31 日までに、延べ 17,403 名の一時帰国、3,770 名の永住帰国、8,140 名のサハリン再訪問等を支援してきており、これらの支援は韓国国内からも高い評価を受けている。	
2-3 評価基準2関連の日本側の取組（その結果としての拠出先の対応を含む）	
支援対象者が計画的に支援を受けられるように、在サハリン「韓国人」支援共同事業体運営委員会へのオブザーバー参加や共同事業体日本側窓口である日本赤十字社との頻繁なやり取りを通じて、支援対象者数の推移や支援対象者のニーズ等を把握し、各支援につき適切な予算配分となるよう調整し予算案を策定している。共同事業体にあつては、その予算案のもと、最大限経費削減に努めており、予算上多くの支援実施に繋がっている。	

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	4月から3月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	・ 2019 年 10 月 (日本の 2018 年度分) ・ 2020 年8月 (日本の 2019 年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考)次回報告書の受領予定時期等	2021 年8月頃(日本の 2021 年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
直近(2件)の決算報告書(事業報告書)は、それぞれの対象期間における本支援事業全体の決算をカバーするものである。 決算状況に関しては、2018 年度拠出分の繰越金は 84,801 千円、2019 年度拠出分の繰越金は 62,160 千円となっている。 在サハリン「韓国人」支援共同事業体を構成する日本赤十字社及び大韓赤十字社内の事務手続き上、年度の開始後ただちに前年度の決算報告書(事業報告書)を受領することが困難であるところ、ロシアの気候特性上、支援開始の後ろ倒しは高齢となっている支援対象者の身体的負担が大きいこと等に鑑み、同事業体の求めに応じて、同事業体運営委員会における事業報告に問題がないことを条件に、決算報告書(事業報告書)の受領を待たずに、繰越	

金を用いて、日本政府が策定した当該年度の予算案の範囲内で事業を開始することを認めている。その観点からは、運転資金として必要な一定の繰越金を維持することが安定的な事業実施のために重要。

同事業体業務のみを対象にした監査はないが、大韓赤十字社については、業務全体に対する外部監査は行われている。監査結果は政府に直接提出されていないが、同事業体運営委員会の場合、本件事業に係る問題の指摘があれば、報告を受けることができるよう仕組みが確保されている。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

本共同事業体から提出された事業計画を外務省が精査し、適正であることを確認した上で拠出を行っている。拠出金の執行後には、共同事業体から前年度の決算報告書(事業報告書)が送付されており、計画どおりの成果を上げているか、拠出金が適正に執行されているか、外務省が確認している。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組

日本政府は、共同事業体に対し、旅費単価等の経費を削減して業務の効率化を図る旨働きかけを実施しており、本拠出金の拠出前には共同事業体から提出される事業計画、拠出金の執行後は決算報告書(事業報告書)を外務省が精査している。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年12月末時点。)

(1) 日本人職員数の増減

過去3年の日本人職員数				☒ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
—	—	—	—	—	—	3
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
—	—	—	—	—	—	3

備考

(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数					
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減
—	—	—	—	—	—
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
—	—	—	—	—	—

備考

(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由

本件事業に従事する職員数は固定(大韓赤十字社側2名、日本赤十字社側1名の計3名)されているため。